（仕様書様式第50号）

別紙

就職状況が追跡困難等となっている訓練修了者に係る

就職状況の確認希望届

　　　年　　　月　　　日

日立産業技術専門学院長　殿

　　　　　　　　　　　　　　（委託先機関名・代表者名）

１　ｺｰｽ番号・訓練科名・訓練期間

　　　　年　　月　　日　～　　　　年　月　日

２　確認の希望の有無

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **確認を希望する** | **・** | **確認を希望しない** | ※どちらか一方を囲むこと |

３ 就職状況報告に当り追跡困難者等となっている訓練修了者に係る就職状況の確認について

（１）訓練修了後３カ月以内の就職状況について、就職状況報告書が未回収のまま追跡困難等とな

った訓練修了者に係る就職の有無を、委託先機関が希望し、かつ、次の要件を満たす場合に限り、公共職業安定所へ確認（照会）することができます。

【確認要件】

　　　　次のア及びイのいずれにも該当する場合であること。

　　　　　ア　就職状況報告書の回収率が80％以上であること

　　　　　　　　就職状況報告書の回収率＝（修了者のうち就職状況報告書が提出された者の数＋中途退所就職者数）÷（修了者数＋中途退所就職者数）×100

　　　　　イ　就職支援経費就職率について、次の①又は②に該当する場合

　　　　　　①就職支援経費就職率が60％未満であり、確認希望者が就職支援実施委託料算定に係る対象就職者に該当すると、就職支援経費就職率が60%以上となる場合

　　　　　　②就職支援経費就職率が60％以上80％未満であり、確認希望者が就職支援実施委託料算定に係る対象就職者に該当すると、就職支援経費就職率が80%以上となる場合

（２）公共職業安定所への確認（照会）等の事務については、学院が実施し、その結果を学院から委託先機関へ通知等します。

（３）就職状況の報告期日については次のとおりです。

なお、下記の確定報告については、当該確認（照会）の有無にかかわらず必ず提出すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 提出期日 |
| ア訓練修了時報告 | 訓練修了日の翌日から起算して10日以内で学院が指定する期日 |
| イ訓練修了後３カ月経過時報告（暫定報告） | 訓練修了日の翌日から起算して100日以内で学院が指定する期日 |
| ウ訓練修了後３カ月経過時報告（確定報告） | 訓練修了日の翌日から起算して130日以内で学院が指定する期日 |

　　※確認を希望した場合において、公共職業安定所への確認（照会）を行った場合は、就職支援実施委託料の実績

確定は、　上記（３）ウの確定報告後となります。